

平成18年10月31日(火)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

齋藤(内線7933)、中込・佐々木(内線7938)

厚生労働省代表 03-5253-1111

夜間直通 03-3595-2544

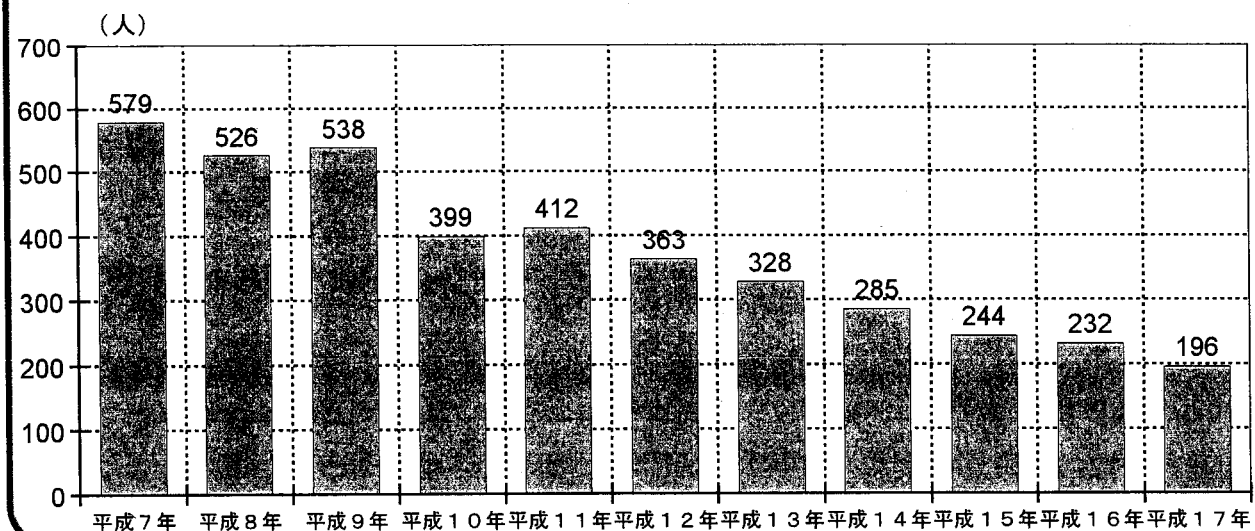
平成18年度乳幼児突然死症候群(SIDS)対策強化月間

1 SIDSとは

- ・ 乳幼児突然死症候群(SIDS: Sudden Infant Death Syndrome)は、それまで元気だった赤ちゃんが、事故や窒息ではなく眠っている間に突然死亡してしまう病気です。
- ・ 発症は年々減少傾向にはありますが、平成17年においては全国で196人の赤ちゃんがこの病気で亡くなっており、1歳未満の乳児の死亡原因の第3位となっています。
- ・ 発症原因はまだわかっていませんが、以下の2に示すいくつかのことに留意することにより、この病気の発症率が低下することが研究により明らかになっています。
- ・ 乳幼児突然死症候群(SIDS)対策強化月間を開始した平成11年度以降、この病気で亡くなる赤ちゃんの人数は着実に減少しています。

乳幼児突然死症候群死亡者数の推移

(人口動態統計)



2 乳幼児突然死症候群(SIDS)発症の危険性を低くするための留意点

(A) 赤ちゃんを寝かせるときは、あおむけ寝にしましょう。

うつぶせに寝かせたときの方が、あおむけ寝の場合に比べて乳幼児突然死症候群(SIDS)の発症率が高いということがわかっています。うつぶせ寝が乳幼児突然死症候群(SIDS)を引き起こすものではありませんが、医学上の理由でうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、赤ちゃんの顔が見えるあおむけに寝かせるようにしましょう。

(B) できるだけ母乳で育てましょう。

母乳による育児が赤ちゃんにとって最適であることは良く知られています。人工乳が乳幼児突然死症候群(SIDS)を引き起こすものではありませんが、できるだけ母乳で育てるようにしましょう。

(C) 妊娠中や赤ちゃんの周りで、たばこを吸わないようにしましょう。

たばこは、乳幼児突然死症候群(SIDS)発症の大きな危険因子です。妊婦自身の喫煙はもちろんのこと、妊婦や赤ちゃんのそばでの喫煙もよくありません。妊娠したらたばこはやめましょう。

3 乳幼児突然死症候群(SIDS)対策強化月間の趣旨

平成11年度より、11月を乳幼児突然死症候群(SIDS)対策強化月間と定め、乳幼児突然死症候群(SIDS)に対する社会的関心の喚起を図るとともに、重点的な普及啓発活動を実施しています。

平成18年度においても同様に、11月の対策強化月間を中心に、関係行政機関、関係団体等において各種の普及啓発活動を行うなど、乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防に関する取組の推進を図ります。

<主な取組>

- ・ ①あおむけ寝、②母乳哺育、③保護者等の禁煙の3つの望ましい育児習慣等について、ポスターおよびリーフレットの活用による全国的な啓発活動。
- ・ 「健やか親子21」国民運動における全国的な啓発活動の展開。
- ・ 「乳幼児突然死症候群(SIDS)に関するガイドライン」(平成17年4月公表)の内容の周知・普及。
- ・ 関係行政機関、関係団体等を通じて、医療機関等に対し、「乳幼児突然死症候群(SIDS)に関するガイドライン」「診断フローチャート」の内容を参考とし、検案を行う際は、乳幼児突然死症候群(SIDS)と虐待又は窒息事故とを鑑別するためにも、的確な対応を行うこと、必要に応じ、保護者に対し乳幼児の解剖を受けることを勧めることを依頼。

4 期 日

平成18年11月1日(水)から11月30日(木)まで。

ただし、地域の実情に応じ、期間延長等の変更は差し支えないものとしています。

5 主 唱

厚生労働省

6 乳幼児突然死症候群(SIDS)に関するガイドライン等

- ① 平成17年4月、厚生労働科学研究(子ども家庭総合研究事業)「乳幼児突然死症候群(SIDS)の診断のためのガイドライン作成およびその予防と発症率軽減に関する研究」(主任研究者:坂上正道北里大学名誉教授)において、乳幼児突然死症候群(SIDS)の定義および診断に際しての留意事項を明確にした「乳幼児突然死症候群(SIDS)に関するガイドライン」を公表しました。

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2005/04/h0418-1.html>

参考 「乳幼児突然死症候群(SIDS)に関するガイドライン」(平成17年4月公表)概要

I 乳幼児突然死症候群(SIDS)の定義

それまでの健康状態および既往歴からその死亡が予測できず、しかも死亡状況調査および解剖検査によってもその原因が同定されない、原則として1歳未満の児に突然の死をもたらした症候群。

II 診断に際しての留意事項

- 1) 乳幼児突然死症候群(SIDS)は原則として新生児期を含めて1歳未満とする。
- 2) 乳幼児突然死症候群(SIDS)の診断は剖検に基づいて行い、解剖がなされない場合および死亡状況調査が実施されない場合は、死亡診断書(死体検案書)の分類は「不詳」とする。
- 3) 乳幼児突然死症候群(SIDS)は一つの疾患単位であり、その診断のためには、乳幼児突然死症候群(SIDS)以外の疾患および窒息や虐待などの外因死との鑑別診断が必要である。
- 4) 外因死の診断には死亡現場の状況および法医学的な証拠を必要とする。また、虐待等意図的な窒息死は鑑別が困難な場合があり、慎重に診断する必要がある。

- ② ①を踏まえ、平成18年11月、厚生労働科学研究(子ども家庭総合研究事業)「乳幼児突然死症候群(SIDS)における科学的根拠に基づいた病態解明および予防法の開発に関する研究」(主任研究者:戸苅 創名古屋市立大学大学院教授)では、昨年公表されたガイドラインに加え、日本SIDS学会が作成した問診チェックリスト等を含む「乳幼児突然死症候群(SIDS)の診断の手引き」から診断分類を引用し、診断フローチャートを公表しました。診断の手引きの詳細は、同学会ホームページをご覧ください。

<http://plaza.umin.ac.jp/sids/>

【参考資料】

- 1 乳幼児突然死症候群(SIDS)対策強化月間実施要綱
- 2 普及啓発用ポスター(略)
- 3 リーフレット

参考 1

乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間実施要綱

1 名 称

乳幼児突然死症候群(SIDS)対策強化月間

2 趣 旨

乳幼児突然死症候群(SIDS)とは、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児に突然の死をもたらす疾患であり、乳児の死亡原因の上位を占めていることから、その発生の低減を図るための対応が強く求められている。

また、これまでの研究により、「うつ伏せ寝」、「人工栄養哺育」、「保護者等の習慣的喫煙」が乳幼児突然死症候群(SIDS)発生の危険性を相対的に高めるとの結果が得られている。

これらを踏まえ、平成11年度より11月を乳幼児突然死症候群(SIDS)対策強化月間と定め、乳幼児突然死症候群(SIDS)に対する社会的関心の喚起を図るとともに、重点的な普及啓発活動を実施してきたところであるが、平成18年度においても同様に、11月の対策強化月間を中心として、関係行政機関、関係団体等において各種の普及啓発活動を行うなど、乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防に関する取組の推進を図るものである。

また、平成18年度の対策強化月間においては、

- ① 乳幼児突然死症候群(SIDS)の定義及び診断に際しての留意事項を明確にした「乳幼児突然死症候群(SIDS)に関するガイドライン」（厚生労働科学研究(子ども家庭総合研究事業)「乳幼児突然死症候群(SIDS)の診断のためのガイドライン作成およびその予防と発症率軽減に関する研究」(主任研究者：坂上正道北里大学名誉教授)／平成17年4月公表)、
- ② 日本SIDS学会による、問診チェックリスト等を含む「乳幼児突然死症候群(SIDS)の診断の手引き」に基づく「診断フローチャート」（厚生労働科学研究(子ども家庭総合研究事業)「乳幼児突然死症候群(SIDS)における科学的根拠に基づいた病態解明および予防法の開発に関する研究」(主任研究者：戸苅 創名古屋市立大学大学院教授)／平成18年11月公表)

の内容の周知・普及にも十分留意することとする。

おって、11月を対策強化月間と定める理由は、12月以降の冬期に乳幼児突然死症候群(SIDS)が発生する傾向が高いことから、発生の予防に対する普及啓発を重点的に行う必要があるためである。

3 期 日

平成18年11月1日(水)から平成18年11月30日(木)

ただし、地域の実情に応じ、期間延長等の変更は差し支えない。

4 主 唱

厚生労働省

5 協 力

健やか親子21推進協議会（別紙）

6 平成18年度における実施方法

（1）厚生労働省

厚生労働省は、関係行政機関、関係団体等と連携し、乳幼児突然死症候群(SIDS)の定義及び診断に際しての留意事項を明確にした「乳幼児突然死症候群(SIDS)に関するガイドライン」、問診チェックリスト等を含む「乳幼児突然死症候群(SIDS)の診断の手引き」に基づく「診断フローチャート」の内容の周知・普及並びに①うつ伏せ寝、②人工栄養哺育、③保護者等の習慣的喫煙の3つの避けるべき育児習慣等について、全国的な普及啓発活動の推進を図るため、次の取組を行う。

- ・ 普及啓発用ポスター及び普及啓発用リーフレットを関係行政機関及び関係団体等に配布し、全国的な普及啓発活動を展開する。
- ・ 「健やか親子21」において、健やか親子21推進協議会の設置や全国大会の開催等により、乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防に関する普及啓発活動等を着実に実施する。
- ・ 関係行政機関、関係団体等を通じて、医療機関等に対し、「乳幼児突然死症候群(SIDS)に関するガイドライン」、問診チェックリスト等を含む「乳幼児突然死症候群(SIDS)の診断の手引き」に基づく「診断フローチャート」の内容を参考とし、検案を行う際は、乳幼児突然死症候群(SIDS)と虐待や窒息事故とを鑑別するためにも、的確な対応を行うこと、必要に応じ、保護者に対し乳幼児の解剖を受けることを勧めることを依頼する。

（2）都道府県、政令市及び特別区

都道府県、政令市及び特別区は、関係行政機関、関係団体等との連携を密にし、それぞれの地域の実情に応じた広報計画及び実施計画を作成し、次の例を参考にしながら乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防に関する普及啓発活動を推進する。

なお、都道府県においては、市町村を含めた普及啓発活動の展開を図るなど、地域全体が一体となった取組が図られるよう留意する。

また、取組に当たっては、乳幼児突然死症候群(SIDS)の定義及び診断に際しての留意事項を明確にした「乳幼児突然死症候群(SIDS)に関するガイドライン」、問診チェックリスト等を含む「乳幼児突然死症候群(SIDS)の診断の手引き」に基づく「診断フローチャート」の内容の周知・普及にも十分留意する。

<例>

① ポスター、リーフレット等の配布等による啓発活動の実施

- ・ 厚生労働省が作成、配布する普及啓発用ポスター、リーフレットを活用し、地域の特性に応じた方法により、効率的、効果的な普及啓発活動を展開する。
- ・ 家庭だけではなく、児童福祉施設や医療機関等に対する啓発活動を実施する。
- ・ 市区町村窓口等において、リーフレットを配布する。

② 研修会、講習会、講演会、シンポジウム、街頭キャンペーン等を実施する。

③ 妊産婦・乳幼児健康診査等の機会を利用し、子育て中の家庭への呼びかけ等を行う。

別紙

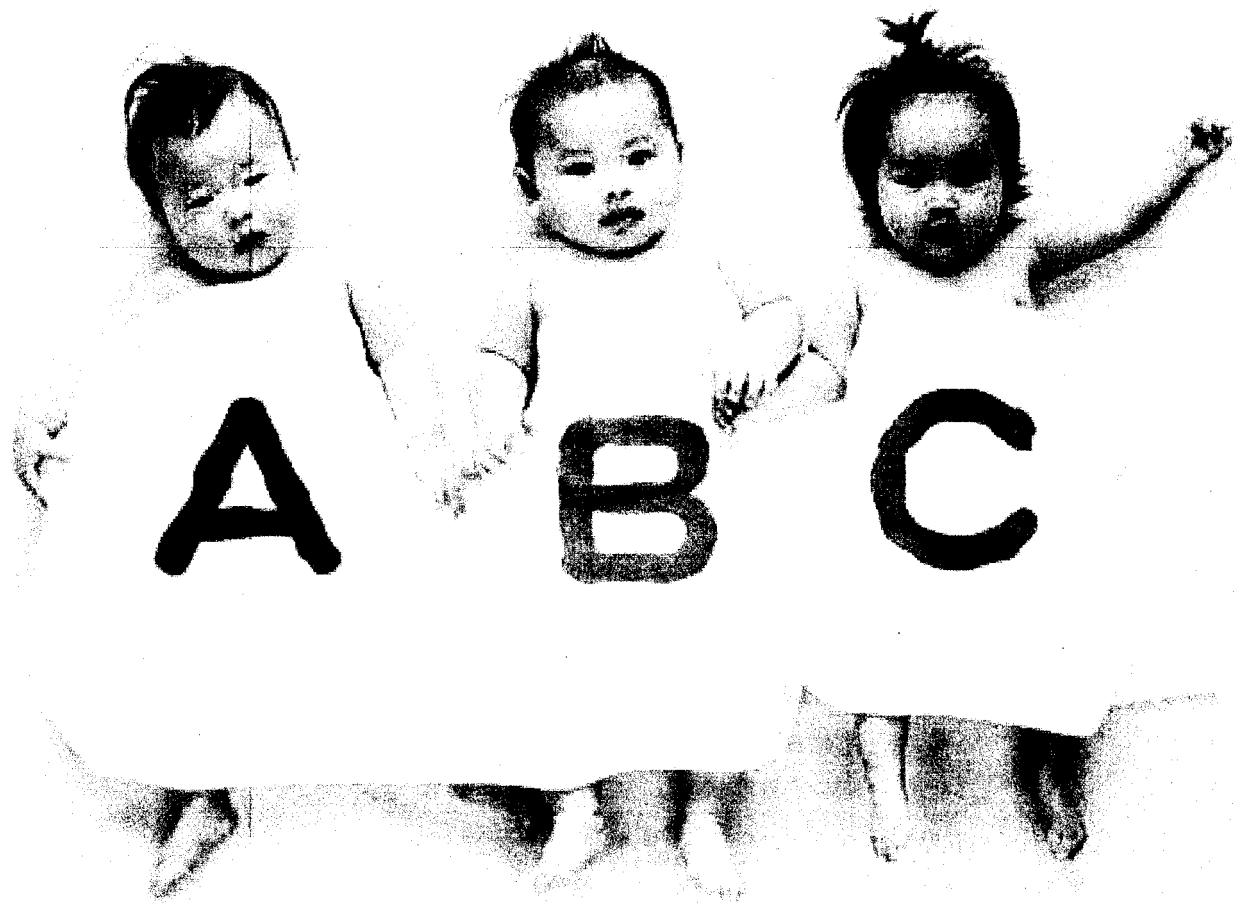
健やか親子21推進協議会参加団体

- | | |
|---|--|
| 乳幼児突然死症候群（SIDS）家族の会 （社福）恩賜財団母子愛育会 （財）家庭保健生活指導センター （社団）国民健康保険中央会 子どもの心・体と環境を考える会 （NPO）児童虐待防止協会 （財）性の健康医学財団 全国児童相談所長会 全国児童相談所心理判定員協議会 全国市町村保健活動協議会 （社福）全国社会福祉協議会 全国情緒障害児短期治療施設協議会 全国助産師教育協議会 （社団）全国ベビーカー協会 全国保健所長会 （社団）全国保健センター連合会 全国保健師長会 全国養護教諭連絡協議会 （NPO）難病のこども支援全国ネットワーク （社団）日本医師会 （社団）日本栄養士会 （社団）日本家族計画協会 （財）日本学校保健会 （社団）日本看護協会 日本公衆衛生学会 （社団）日本産科婦人科学会 （社団）日本歯科医師会 日本思春期学会 日本児童青年精神医学会 （社団）日本小児科医会 （社団）日本小児科学会 日本小児看護学会 日本小児救急医学会 （社団）日本小児保健協会 日本助産学会 （社団）日本助産師会 日本性感感染症学会 日本赤十字社 日本タッチケア研究会 | 日本保育園保健協議会 （社福）日本保育協会 （財）日本母子衛生助成会 日本母性衛生学会 （社団）日本産婦人科医会 日本母乳の会 （社団）日本薬剤師会 （社団）日本理学療法士協会 （財）母子衛生研究会 （社団）母子保健推進会議 （社団）母子用品指導協会 日本小児歯科学会 日本小児総合医療施設協議会 有限責任中間法人日本周産期・新生児医学会 日本学校保健学会 日本小児神経学会 （財）日本食生活協会 全国病児保育協議会 性と健康を考える女性専門家の会 日本外来小児科学会 日本糖尿病・妊娠学会 日本母乳哺育学会 （社団）日本女医会 日本産業衛生学会 日本小児循環器学会 （社団）日本泌尿器科学会 日本臨床心理士会 全国母子保健推進員連絡協議会 （財）児童健全育成推進財団 （財）日本性教育協会 すくすく子育て研究会 （財）こども未来財団 健康日本21推進フォーラム （財）母子健康協会 日本不妊看護学会 日本乳幼児精神保健研修研究会FOUR WINDS （財）健康・体力づくり事業財団 ユーコム（JFPA若者委員会） |
|---|--|

(77団体)

おぼえてください。

あなたの赤ちゃんを
乳幼児突然死症候群 (SIDS)
 から守る“**A・B・C**”



乳幼児突然死症候群 (SIDS) とは・・・

元気ですくすく育っていた赤ちゃんが、眠っている間に突然亡くなる病気のことです。いまのところ原因はわかっていません。日本では4,000人に1人の割合で起こるといわれ、生後2カ月から6ヶ月に多く、まれに1歳以上でも発症することがあります。

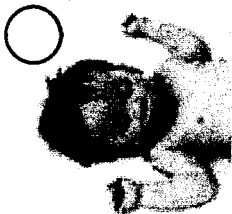
**SIDS 対策
 強化月間**

厚生労働省



かけがえのない笑顔をSIDSから守るために。 家族みんなで守ってください。

原因や対策がまだ明らかになっていないSIDSですが、
つぎの3つを守ることで、発症率を低くできることが
数々の研究で明らかになっています。

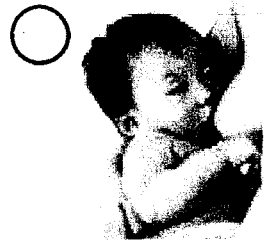


A 寝かせるときは「あおむけ寝」

「うつぶせ寝の方がSIDSの危険性が高まる」という研究結果がでています。うつぶせ寝がSIDSを起こすものではありませんが、医学上の理由で必要なとき以外はあおむけに寝かせましょう。

B 授乳はできるだけ「母乳」

「母乳で育てられた乳児はSIDSの危険性が低い」といわれています。人工乳が直接SIDSを引き起こすことはありませんが、できる限りお母さんの母乳で育てることをおすすめします。



C タバコをやめて「クリーンな空気」

「両親ともに喫煙者の場合SIDSの発症率が高い」というデータがあります。妊婦さん自身の喫煙はもちろん、赤ちゃんのそばでの喫煙は避けましょう。身近な人にも禁煙をお願いしてください。

「乳幼児突然死症候群(SIDS)に関するガイドライン」は、厚生労働省ホームページで全文をご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2005/04/h0418-1.html>



健やか親子21は、21世紀の母子保健を推進する国民運動計画です。この中で、2010年までにSIDS死亡率を半減させることが目標として掲げられています。

お問
い合
わせ

乳幼児突然死症候群(SIDS)については、各都道府県・市町村の母子保健担当課および保健所・保健センターなどへご相談ください。

◎子どもの事故防止支援サイト

年齢別にチェックできる安全テストを参考に、子どもの事故を防ぐための育児環境の再点検をしましょう。
<http://www.niph.go.jp/soshiki/shogai/jikoboshi/index.html>

◎働いている妊産婦さんへ

妊娠や出産などを理由とした解雇は、男女雇用機会均等法で禁止されています。妊娠や出産などを理由に会社から解雇されたり、意に沿わない退職を強要されたら、お近くの労働局雇用均等室にご相談ください。トラブル解決のための調停制度などをご利用いただけます(無料)。(全国の労働局雇用均等室の連絡先)
<http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/Index.html>